フルハーネス型墜落制止用器具 使用作業の業務に係る特別教育

平成31年2月1日施行 6.75m を超える箇所でフルハーネス型の墜落制止用器具着用義務化

労働安全衛生規則の一部改正に伴い、平成31年2月1日より「高さが2メートル以上の箇所であ って作業床を設けることが困難なところにおいて、墜落制止用器具のうちフルハーネス型のものを 用いて行う作業に係る業務」に従事する者は特別教育を受けることが義務付けられます。

> 程 (1日講習) H

2025年 ①4/22(火) ②5/15(木)

時 間 $9:10\sim16:40$

名古屋市熱田区六番三丁目 4-41 ※無料駐車場有 名古屋市工業研究所

受講料 会 員 9,500円 非会員 11,500円 (テキスト・消費税等含)

申込方法 下記申込書に記入の上、名古屋東労働基準協会までFAXにてお申し込み下さい。

ホームページ「名古屋東労働基準協会」から WEB 申込みも可能です。

TEL 052-890-4466 FAX 052-890-4477 申込先 名古屋東労働基準協会

支払方法 講習開始10営業日前までに現金または銀行振込にてお支払い下さい。

<振込口座> ※振込み手数料はご負担下さい。

三菱UFJ銀行 堀田支店 普通預金 0656029 名古屋東労働基準協会

※講習初日の7営業日前以降は、講習日の変更や受講料の返金は受付できません。

フルハーネス型墜落制止用器具使用作業の業務に係る特別教育 申込書

受講日	2025年	月	日		※受付日	
フリガナ						
氏 名			生年月日	年	月	В
フリガナ						
氏 名			生年月日	年	月	
- 勤務先(個人申込みの方はご連絡先を記入)						

事業場名		TEL	
所在地	₸	FAX	
1=	(所属) (氏名)		
担当者			
	Mail™		

●この受講申込書の個人情報は講習会の受講資料として使用し受講者の同意なく目的外に利用することはありません。